

尼崎市信用保証料補助金交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尼崎市信用保証料補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条、第7条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(補助に係る事前申請)

第2条 要綱第3条で規定する補助対象融資を借受ける市内事業者で、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）を介して保証料の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尼崎市信用保証料補助金対象事業者確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に、別表に定める必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により確認申請書を提出する申請者は、同書の宣誓・同意事項欄に記載の事項に宣誓・同意しなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の対象事業者であると認めたときは、尼崎市信用保証料補助金対象事業者確認書（第2号様式。以下「対象事業者確認書」という。）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査の結果、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、尼崎市信用保証料補助金対象外事業者確認書（第3号様式。以下「対象外事業者確認書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(1) 補助金の目的に合致しないとき。

(2) 要綱第3条に掲げる補助基準に合致しないとき。

(3) 事業内容が公序良俗に反すると認められるとき。

(4) 申請者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）（以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号及び第5号並びに第7号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当するとき又は同条例第5条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する事項に違反したとき。

(5) その他市長が補助金の対象事業者であると認めることが適当でないと判断したとき。

(是正のための措置)

第3条 第2条第3項においては、要綱第7条の規定を準用し、市長は、審査又は現地調査等の結果、その申請内容が補助金の対象事業者であると確認するに足らないと認めるときは、確認申請書の内容について、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して指示することができる。

(関係書類の整備等)

第4条 保証協会を介して補助金の交付を受けた申請者（以下「補助金被交付事業者」という。）は、要綱第10条の規定に倣い、補助対象融資に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

2 市長は、要綱第3条に規定する補助対象事業の実施による事業効果等を確認するため、補助対象事業完了後も補助金被交付事業者に対し必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(対象事業者確認の取消し及び補助金の返還)

第5条 第2条第3項においては、要綱第11条及び第12条の規定を準用し、申請者が要綱第11条各号のいずれかに該当するときは、対象事業者確認を取り消し、当該取消しに際し、既に保証協会を介して補助金が交付されているときは、補助金被交付事業者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。この場合において、その請求を受けた補助金被交付事業者は、速やかに、当該請求に係る額を市長に返還しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第6条 市長は、要綱第13条の規定に倣い、必要があると認めるときは補助金被交付事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは、要綱第3条に規定する補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第4条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 8 年（2026 年） 5 月 8 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 8 年（2026 年） 7 月 14 日から施行する。

別表 確認申請書に添付が必要な書類（第 2 条関係）

次の各号のいずれかの書類で、尼崎市内に主たる事業所を有することが客観的に確認できるもの。なお、第 1 号から第 6 号までの書類はいずれも写しでの提出を可能とする。

- (1) 履歴事項全部証明書（法人の場合。発行後 6 ヶ月以内）
- (2) 確定申告書類（事業所所在地記載のもの）
- (3) 建物登記事項証明書
- (4) 建物賃貸借契約書
- (5) 事業に関する許認可証等（事業所所在地記載のもの）
- (6) 開業届（税務署の受付記録があるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類